

○運転免許の行政処分の猶予に関する処理要領の制定について

(平成 10 年 4 月 1 日甲通達運教第 25 号)

運転免許の効力の停止等の処分量定基準及び処分期間の短縮に関する規程（昭和 44 年県公委規程第 3 号）の一部改正により、「運転免許の行政処分の猶予に関する処理要領」を別添のとおり定め、平成 10 年 6 月 1 日から実施することとしたので、部下職員に周知徹底を図り、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、運転免許の行政処分の猶予に関する処理要領の制定について（昭和 60 年甲通達運教第 33 号）は、廃止する。

別添

運転免許の行政処分の猶予に関する処理要領

第 1 趣旨

この要領は、処分基準点数が該当することとなった場合等において、当該処分を猶予すること（以下「処分猶予」という。）により、自動車等の運転者が、自らの反省と努力によってその危険性の改善効果を期待するとともに、広く無事故・無違反の安全思想を普及し、もって交通事故の防止を図ろうとするものである。

第 2 停止等の処分の猶予の基準

停止等（運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止若しくは 6 月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止をいう。以下同じ。）の処分の基本量定の期間が 30 日に該当する者で、次に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ、処分を猶予することがその者の運転者としての危険性の改善に効果があると認められるときは、処分を猶予することができるものとする。また、停止等の処分の基本量定の期間が 60 日に該当する者（前歴がない者に限る。）で、次に掲げる場合（6 を除く。）の 2 以上に該当し、かつ、処分を猶予することが明らかにその者の危険性の改善に効果があると認められるときは、処分を猶予することができるものとする。

- 1 交通事故の被害の程度又は不注意の程度のいずれか一方が軽微である場合
- 2 違反行為等の動機が、災害、急患往診、傷病人搬送その他やむを得ない事情によるものである場合
- 3 違反行為等が他からの強制によるものであるなどやむを得ない事情によるものである場合
- 4 被害者の年齢、健康状態等に特別な事情があるとき等同一原因の他の事故に比べて被害結果が重大になるおそれがある他の事由が介在した場合
- 5 被害者が被処分者の家族又は親族である場合
- 6 被処分者の責めに帰すべき理由以外の理由により、当該処分の理由となった違反行為等をした日から免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。）が 1 年以上経過したため、基本量定で処分することが適当でない場合

7 前記1から6までに掲げる場合のほか、明らかに改善の可能性が期待できる場合

第3 処分猶予の手続

1 審査及び決定

処分猶予に関する審査は、違反等登録審査官（運転免許の拒否、保留及び取消し、停止等に関する事務処理要領の制定について（平成29年例規第10号）第3の2に規定する違反等登録審査官をいう。）が行い、その決定は県本部運転免許課長（以下「課長」という。）が行うものとする。

なお、処分猶予に関する事務処理は、事案の内容が定型的なものについては一括に、特異なものについては個別に処理するものとする。

2 処分猶予決定通知書の送付

課長は、処分猶予を決定したときは、処分猶予される者（以下「処分猶予者」という。）の住所地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）に対し、処分猶予決定通知書（別記様式第1。以下「通知書」という。）を送付するものとする。

3 出頭通知及び処分猶予通知

課長から通知書の送付を受けた署長は、運転免許行政処分（処分猶予）のお知らせ（出頭通知）（別記様式第2）により、処分猶予者の出頭を求め、当該処分猶予に係る違反行為の前に登録遅れの違反行為がないかを確認するとともに、「交通事故の被害又は不注意の程度が軽微であったこと等が考慮されて処分猶予となった。」、「被害者が被処分者の家族（又は親族）であったこと等が考慮されて処分猶予となった。」等処分猶予となった理由を告知し、今後1年以内に違反行為をしたときは、処分猶予となった違反点数とも合わせて処分を行うことになる旨を説明した後、通知書裏面の請書を提出させ、以後無事故・無違反に努めるよう指導すること。

4 通知書の返送

署長は、次のいずれかに該当するときは、通知書を課長に返送するものとする。

- (1) 処分猶予者が所在不明となったとき、住所変更等により他の都道府県警察若しくは他の警察署の管轄区域に転出したとき、又はその他の理由により処分猶予通知が行えないとき。
- (2) 処分猶予者が他に違反行為を行っていることが判明したとき。

5 通知書の返送を受けた課長の措置

課長は、通知書の返送を受けたときは、書類移送その他事案に応じた処理を行うものとする。